2　イについては、指定就労継続支援Ａ型事業所（指定障害福祉サービス基準第186条第１項に規定する指定就労継続支援Ａ型事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設（以下「指定就労継続支援Ａ型事業所等」という。）（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たものに限る。）において、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、利用定員及び都道府県知事に届け出た１日の平均労働時間数（当該指定就労継続支援Ａ型等のあった日の属する年度の前年度において、当該指定就労継続支援Ａ型事業所と雇用契約を締結していた利用者の当該指定就労継続支援Ａ型事業所における労働時間の合計数を当該利用者の合計数で除して算出した当該指定就労継続支援Ａ型事業所等における１日当たりの平均労働時間数をいう。注３及び注３の２において同じ。）に応じ、１日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援Ａ型事業所等の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

3　ロについては、指定就労継続支援Ａ型事業所等（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たものに限る。）において、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、利用定員及び都道府県知事に届け出た１日の平均労働時間に応じ、１日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援Ａ型事業所等の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

3の2　イ及びロの算定に当たって、指定就労継続支援Ａ型事業所等が新規に指定を受けた日から１年間は、当該指定就労継続支援Ａ型事業所等の１日の平均労働時間数にかかわらず、平均労働時間数が３時間以上４時間未満である場合とみなして、１日につき所定単位数を算定する。ただし、指定就労継続支援Ａ型事業所等が新規に指定を受けた日から６月以上１年未満の間は、指定を受けた日から６月間における当該就労継続支援Ａ型事業所等の１日の平均労働時間数に応じ、１日につき所定単位数を算定することができる。

4　イ及びロの算定に当たって、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する場合に、それぞれ⑴又は⑵に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

⑴　（略）

⑵　指定就労継続支援Ａ型等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第197条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、就労継続支援Ａ型計画（指定障害福祉サービス基準第197条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第58条第１項に規定する就労継続支援Ａ型計画をいう。以下同じ。）又は施設障害福祉サービス計画（以下「就労継続支援Ａ型計画等」という。）が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

㈠　作成されていない期間が３月未満の場合　100分の70

㈡　作成されていない期間が３月以上の場合　100分の50

2　イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所（指定障害福祉サービス基準第186条第１項に規定する指定就労継続支援Ａ型事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設（以下「指定就労継続支援Ａ型事業所等」という。）において、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援Ａ型事業所等の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

3　ロについては、注２に規定する指定就労継続支援Ａ型事業所等以外の指定就労継続支援Ａ型事業所等において、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援Ａ型事業所等の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

（新設）

4　イ及びロの算定に当たって、次の⑴から⑼までのいずれかに該当する場合（ただし、⑶から⑺までについては、平成27年10月１日以降に限り、⑻及び⑼については、平成27年９月30日までに限る。）に、それぞれ⑴から⑼までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

⑴　（略）

⑵　指定就労継続支援Ａ型等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第197条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、就労継続支援Ａ型計画（指定障害福祉サービス基準第197条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第58条第１項に規定する就労継続支援Ａ型計画をいう。以下同じ。）又は施設障害福祉サービス計画（以下「就労継続支援Ａ型計画等」という。）が作成されていない場合　100分の95

（新設）

（新設）